

ビューティークエア山口会則

第1条（指針）

この会は、地域ボランティアに参加するために、規定のとおり従い活動し発展に努める。

第2条（名称及び事務局）

この会は、ビューティークエア山口と称し、事務局を藤永弘子宅（山口市江崎 3226）とする。

第3条（目的）

この会は、特別養護老人ホームの痴呆性老人に対し、化粧療法を施し症状の回復又は進行を遅らせる。
又、化粧により夢と喜びを覚え、自らの生活に積極性と自発性の向上を援助することを目的とする。

第4条（組織）

この会は、ボランティアを理解し、積極的に参加ができる会員で構成する。
又、技術向上のため、会員研修を定期的に開催する。

第5条（運営）

この会は、非営利に徹する。当面山口県内を活動範囲とし、各施設の申し出により双方協議の上、訪問方法を定める。
又、山口県社会福祉協議会、山口市社会福祉協議会の会員となり、各々の指導に従うものとする。

第6条（役員）

この会に、次の役員をおき運営、企画を行う。

- (1) 顧問 1名 (2) 会長 1名 (3) 副会長 1名 (4) 会計 2名 (5) 監事 1名
2 役員については、再任を妨げない。

第7条（会計）

この会は、通常の会計年度とし収支報告書を作成し提出する。

第8条（その他）

この会は、会則の改正が必要となったときは、これを妨げない。

2 ビューティサロン山口かがやきサロン（山口市朝田 909 番地）を開設し、この活動はビューティサロン山口の会員で行う。

第9条（慶弔費）

この会の会員に対して を支払うものとする。

- (1) 見舞金は、3,000 円とし、1 週間以上とする。
(2) 香典は、3,000 円とし、本人直結とする。
(3) 祝儀は、3,000 円とし、再婚も含む。

付則

この会則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。